

自己点検票(夜間対応型訪問介護)

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	1 基本方針 (1) 指定夜間対応型訪問介護は、最低限22時から6時までの間、次のサービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供しているか。 ①定期巡回サービス:訪問介護員等が、定期的に利用者宅を巡回しサービス提供 ②随時訪問サービス:オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問しサービス提供	運営基準第5条第1項 基準についての第三の二の1の(2)①～③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1か所以上設置しているか。オペレーションセンターとヘルパーステーションは同一の場所が望ましい。 ※利用者の人数が少なく、かつ、事業所と利用者間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことができることが可能である場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。	運営基準第5条第2項 基準についての第三の二の1の(2)⑤、⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二 人員に関する基準	1 訪問介護員等の員数 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに置きべき従業員の員数は次のとおりとなっているか。 ①オペレーションセンター従業者 オペレーターとして1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者とし1以上確保されるために必要な数となっているか。 ※オペレーターとは、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者から通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。	運営基準第6条 基準についての第三の二の2の(1)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	イ オペレーターは、下記の資格要件を満たしているか。 ①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師、④保健師、⑤社会福祉士又は介護支援専門員 ※なお、所定の要件を満たす場合、1年以上(あるいは3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験者を充てることが可能。 ※オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等の資格を有するもので差し支えない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ロ オペレーターは提供時間帯を通じて1以上配置しているか。 ※ただし当該事業所に常駐している必要はなく、サービスを行なう訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。また、午後6時から午前8時までの時間帯は、ICT等の活用により、事業所外においても利用者情報(具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な人員を確保するものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ハ オペレーターは、専らその職務に従事する者となっているか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は当該事業所の定期巡回サービス等の職務又は利用者以外からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ※なお、オペレーターを特別養護老人ホーム等の夜勤職員に行わせることは認められない。(特定の場合を除く。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二 人 員 に 関 す る 基 準	ホ ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コールの内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合に限り、オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事できる。	運営基準第6条 基準についての第三 の二の二の(1)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ヘ 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 一 指定短期入所生活介護事業所 二 指定短期入所療養介護事業所 三 指定特定施設 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所 五 指定認知症対応型共同生活介護事業所 六 指定地域密着型特定施設 七 指定地域密着型介護老人福祉施設 八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 九 指定介護老人福祉施設 十 介護老人保健施設 十一 指定介護療養型医療施設 十二 介護医療院 ※施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員(イの要件を満たす職員に限る。)をオペレーターとして充てることができることとしていること。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取り扱うことができること。ただし、当該職員が定期巡回サービス又は随時訪問サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には参入できない(オペレーターの配置についての考え方についてはハと同様)ため、当該施設等における最低基準(当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件)を超えて配置している職員に限られることに留意すること。	運営基準第6条第4 項 基準についての第三 の二の二の(1)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ト 面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から、日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するため、オペレーターと同等の資格又はこれらを同等の知識経験を有する者を配置するように努めているか。 ※面接相談員は、面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等がや管理者が従事することも差し支えない。	運営基準第6条 基準についての第三 の二の二の(1)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②訪問介護員等 イ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等については、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数の職員を確保するものとしているか。 ロ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができるほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事業所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置しているか。サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な人員を確保しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二 人員に関する基準	<p>2 管理者</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>※ただし、特定の要件を満たす場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務、また指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p>	運営基準第7条 基準についての第三の二の2の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
三 設備に関する基準	<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>※特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。</p> <p>(2) 当該事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。 ①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ②随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等</p> <p>※上記①については、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。</p> <p>(3) 利用者が援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器(ケアコール端末)を配布しているか。</p> <p>※ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではない。</p>	<p>運営基準第8条第1項 基準についての第三の二の3の(1)~(3)</p> <p>運営基準第8条第2項 基準についての第三の二の3の(4),(5)</p> <p>運営基準第8条第3項 基準についての第三の一の3の(6)~(8)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運営に関する基準	<p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制、その他利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。</p>	運営基準第18条(第3条の7第1項準用) 基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(2)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>2 提供拒否の禁止</p> <p>正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはないか。</p> <p>※正当な理由例とは ①当該事業所の現員では利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が、当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	運営基準第18条(第3条の8準用) 基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(3)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じているか。</p>	運営基準第18条(第3条の9準用) 基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(4)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	4 受給資格等の確認 被保険者証等の確認を行っているか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供しているか。 ※利用者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定等の有無・有効期間を確かめているか。	運営基準第18条(第3条の10準用) 基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(5)参照)	□	□	□
	5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、行われていない場合には必要な援助を行っているか。	運営基準第18条(第3条の11第1項準用) 基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(6)の①参照)	□	□	□
	(2) 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、有効期限の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	運営基準第18条(第3条の11第2項準用) 基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(6)の②参照)	□	□	□
	6 心身の状況等の把握 計画作成責任者による面接、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。	運営基準第18条(第3条の12準用)	□	□	□
	7 指定居宅介護支援事業者等との連携 サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。	運営基準第18条(第3条の13準用) 基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(7)参照)	□	□	□
	8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定夜間対応型訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受け取ることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他必要な援助を行っているか。	運営基準第18条(第3条の14準用) 基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(8)参照)	□	□	□
	9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	運営基準第18条(第3条の15準用) 基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(9)参照)	□	□	□
	10 居宅サービス計画等の変更の援助 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	運営基準第18条(第3条の16準用) 基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(10)参照)	□	□	□
11 身分を証する書類の携行 夜間対応型訪問介護従業者に身分証を携行させ、面接時、初回訪問時、及び利用者又はその家族からの求めに応じて提示するよう指導しているか。	運営基準第18条(第3条の17準用) 基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(11)参照)	□	□	□	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	12 サービスの提供の記録 (1) 夜間対応型訪問介護を提供した際には、サービス提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を居宅サービス計画書またはこれに準ずる書面に記載しているか。	運営基準第18条(第3条の18第1項準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の二の四の(12)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 夜間対応型訪問介護を提供した際には、サービス提供日及び具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	運営基準第18条(第3条の18第2項準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の二の四の(12)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13 利用料等の受領 (1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けているか。	運営基準第18条(第3条の19第1項準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の二の四の(13)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていないか。	運営基準第18条(第3条の19第2項準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の二の四の(13)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ているか。	運営基準第18条(第3条の19第3項、第4項準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の二の四の(13)の③、④参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 利用者から支払いを受ける費用の額に、利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用が含まれていないか。	運営基準第18条(第3条の19準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の二の四の(13)の⑤参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定地域密着型サービス事業者は、法第42条の2第9号において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定地域密着型サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法第42条の2第9項(第41条第8項準用)則第65条の5(第65条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	14 保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスではない、指定定期巡回・随時対応型訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	運営基準第18条(第3条の20準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(14)参照)	□	□	□
	15 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 (1) 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。また、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、随時の通報に適切に対応し、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。	運営基準第9条第1項基準についての第三の二の四の(1)	□	□	□
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	運営基準第9条第2項基準についての第三の二の四の(1)の①	□	□	□
	16 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。	運営基準第10条第一号基準についての第三の二の四の(1)	□	□	□
	(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	運営基準第10条第二号基準についての第三の二の四の(1)の②	□	□	□
	(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。	運営基準第10条第三号基準についての第三の二の四の(1)	□	□	□
	(4) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	運営基準第10条第四号基準についての第三の二の四の(1)	□	□	□
	(5) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供しているか。	運営基準第10条第五号基準についての第三の二の四の(1)の③	□	□	□
	(6) 利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じているか。	運営基準第10条第六号基準についての第三の二の四の(1)の④	□	□	□
(7) サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。	運営基準第10条第七号基準についての第三の二の四の(1)の⑤	□	□	□	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	17 夜間対応型訪問介護計画等の作成 (1) オペレーションセンター従業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。 ※オペレーションセンター従業者は、オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等。以下同じ。	運営基準第11条第1項 基準についての第三の二の4の(2)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 夜間対応型訪問介護計画書は居宅サービス計画に沿った内容となっているか。	運営基準第11条第2項 基準についての第三の二の4の(2)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 夜間対応型訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成し、その内容について利用者又はその家族に理解しやすい方法で説明を行い、利用者から同意を得ているか。また実施状況や評価についても説明を行っているか。	運営基準第11条第3項 基準についての第三の二の4の(2)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 夜間対応型訪問介護計画を遅滞なく利用者に交付しているか。	運営基準第11条第4項 基準についての第三の二の4の(2)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。 ※上記(1)～(4)は当該計画の変更についても同様とする。	運営基準第11条第5項、第6項 基準についての第三の二の4の(2)の⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所から夜間対応型訪問介護計画の提供の求めがあった際には、計画を提供することに協力しているか。	運営基準第11条 基準についての第三の二の4の(2)の⑥(第三の一の4の(17)の⑫参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18 同居家族に対するサービス提供の禁止 夜間対応型訪問介護従業者に、その同居家族である利用者に対してサービスの提供をさせていないか。	運営基準第18条(第3条の25準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 利用者に関する市町村への通知 利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っているか。 ① 正当な理由なしに、サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ② 偽りその他不正な行為により保険給付を受けた、又は受けようとした場合	運営基準第18条(第3条の26準用) 基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(18)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20 緊急時等の対応 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	運営基準第12条 基準についての第三の二の4の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	21 管理者等の責務				
	(1) 管理者は当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務管理を、一元的に行っているか。	運営基準第13条第1項 基準についての第三の二の四の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護従業者に、「四 運営基準」の規定を順守させるため必要な指揮命令を行っているか。	運営基準第13条第2項 基準についての第三の二の四の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対するサービス利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。	運営基準第13条第3項 基準についての第三の二の四の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	22 運営規程	運営基準第14条 基準についての第三の二の四の(5)			
	以下の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日まで努力義務) ⑨その他運営に関する重要事項 ※④サービスの内容とは、オペレーションセンターサービス、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容を指すものである。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	23 勤務体制の確保等				
	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めているか。	運営基準第15条第1項 基準についての第三の二の四の(6)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しているか。 ※指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との密接な連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲においては、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業員に行わせることができる。	運営基準第15条第2項 基準についての第三の二の四の(6)の②③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) (2)の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等から通報を受けているか。	運営基準第15条第3項 基準についての第三の二の四の(6)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 訪問介護員等の資質公用のために、研修の機会を確保しているか。	運営基準第15条第4項 基準についての第三の二の四の(6)の⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(5) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係性を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	運営基準第15条第5項 基準についての第三の一の四の(22)の⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	24 業務計画の策定等(令和6年3月31日まで努力義務)				
	(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	運営基準第18条(第3条の30の2第1項準用) 基準についての第三の二の四の(7)(第三の一の四の(23)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	運営基準第18条(第3条の30の2第2項準用) 基準についての第三の二の四の(7)(第三の一の四の(23)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行っているか。	運営基準第18条(第3条の30の2第3項準用) 基準についての第三の二の四の(7)(第三の一の四の(23)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	25 衛生管理等				
	(1) 夜間対応型訪問介護従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。	運営基準第18条(第3条の31第1項準用) 基準についての第三の二の四の(8)(第三の一の四の(24)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理を行っているか。	運営基準第18条(第3条の31第2項準用) 基準についての第三の二の四の(8)(第三の一の四の(24)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。(令和6年3月31日まで努力義務) ①当該夜間対応型訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、夜間対応型訪問介護従業者に周知徹底を図っているか。	運営基準第18条(第3条の31第3項準用) 基準についての第三の二の四の(8)(第三の一の四の(24)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	②当該夜間対応型訪問介護事業所における感染予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	運営基準第18条(第3条の31第3項準用)基準についての第三の二の4の(8)(第三の一の4の(24)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③当該夜間対応型訪問介護事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	26 掲示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 上記に規定する事項を記載した書面を当該夜間対応型訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に変えることができる。	運営基準第18条(第3条の32準用)基準について第三の二の4の(12)(第三の一の4の(25))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	27 秘密保持等 (1) 従業者又は従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。またその秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	運営基準第18条(第3条の33第1項第2項準用)基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(26)の①、②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	運営基準第18条(第3条の33第3項準用)基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(26)の③参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	28 広告 虚偽または誇大な広告をしていないか。	運営基準第18条(第3条の34準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	29 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	運営基準第18条(第3条の35準用)基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(27)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	30 苦情処理 (1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等必要な措置を講じているか。	運営基準第18条(第3条の36第1項準用)基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(28)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 苦情を受け付けた場合には、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録し、保存しているか。	運営基準第18条(第3条の36第2項準用)基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(28)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 法第23条の規定による市町村の求め、質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、市町村から求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。	運営基準第18条(第3条の36第3項第4項準用)基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(28)の③参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	運営基準第18条(第3条の36第5項第6項準用)基準についての第三の二の4の(12)(第三の一の4の(28)の③参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	31 地域との連携等 (1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力しているか。 ※「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	運営基準第16条基準についての第三の二の4の(9)の①(第三の一の4の(29)の④参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合に、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外のものに対して、サービスの提供を行うよう努めているか。	運営基準第16条基準についての第三の二の4の(9)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	32 事故発生時の対応 (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	運営基準第18条(第3条の38第1項準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(30)参照)	□	□	□
	(2) 事故の状況及び事故に対して採った処置について記録しているか。	運営基準第18条(第3条の38第2項準用)基準について第三の二の四の(12)(第三の一の四の(30)参照)	□	□	□
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっているか。 ※速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	運営基準第18条(第3条の38第3項準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(30)参照)	□	□	□
	(4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	運営基準第18条(第3条の38準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(30)の③参照)	□	□	□
	33 虐待の防止(令和6年3月31日まで努力義務) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じているか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、事業所に周知徹底を図っていること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備していること。 ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していること。 ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	運営基準第18条(第3条の38の2準用)基準についての第三の二の四の(10)(第三の一の四の(31)参照)	□	□	□
34 会計の区分 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業との会計を区分しているか。	運営基準第18条(第3条の39準用)基準についての第三の二の四の(12)(第三の一の四の(32)参照)	□	□	□	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	35 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	運営基準第17条第1項 基準についての第三の二の4の(11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する記録(夜間対応型訪問介護計画、提供した具体的なサービス内容等の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録等)を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の修了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の脂肪、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。	運営基準第17条第2項 基準についての第三の二の4の(11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 変更の届出等	1 変更の届出 施行規則第131条で定める以下の事項に変更があったとき、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所	法第78条の5第1項 則第131条の13第1項第二号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項				
	(1) 指定夜間対応型訪問介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	法第42条の2第2項 平18厚告126号の一	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定夜間対応型訪問介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	厚告126号の二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	厚告126号の三	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 オペレーションセンターを設置していない事業所の算定について オペレーションセンターを設置しない事業所については、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定しているか。これは定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを全て包括して1月当たりの定額としたものである。 また、当該事業所の営業日及び営業時間において他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合は、当該他の訪問介護事業所における訪問介護費を請求することはできない。 ※オペレーションセンターを設置している事業所は、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定可。	厚告126号別表2の ロ 厚告96号第二十七号 留意事項について第2の3の(1),(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 24時間通報対応加算 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)について、別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、24時間通報対応加算として、1月につき610単位を所定単位数に加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。 ロ 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。 ハ 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。 ニ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。	厚告126号別表2の 注2 厚告95号第四十九号 留意事項について第2の3の(9)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 特別地域夜間対応型訪問介護加算 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所又はその一部として使用される事業所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は特別地域夜間対応型訪問介護加算として、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については定期巡回又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については1月につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告126号別表2の 注4 平成24告120 留意事項について第2の3の(6)(第2の2の(5)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 特別地域夜間対応型訪問介護加算 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については定期巡回又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については1月につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告126号別表2の 注5 平成21告83の一 留意事項について第2の3の(7)(第2の2の(6)の④参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱	6 特別地域夜間対応型訪問介護加算 指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者が、別に厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型サービス基準第14条第五号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を超えて、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については定期巡回サービス又は随意訪問サービスを行った際の1回につき、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告126号別表2の注6 平成21告83の二 留意事項について第2の3の(8)(第2の2の(7)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い 指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は当該事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合、以下の単位数を算定しているか。 イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 定期巡回サービス又は随時訪問サービスの所定単位数の100分の90 ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 所定単位数の100分の90 また、当該事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合、以下の単位数を算定しているか。 イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 定期巡回サービス又は随時訪問サービスの所定単位数の100分の85 ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 所定単位数の100分の85	厚告126号別表2の注7 留意事項について第2の3の(5)(第2の2の(4)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 (短期)入所系サービスの利用者に行った場合の取扱い 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費は、算定していないか。	厚告126号別表2の注7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 利用者が他の指定夜間対応型訪問介護を受けている場合の取扱い 利用者が平成21告83の一の指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護を受けている間は、当該夜間対応型訪問介護事業所以外の指定夜間対応型訪問介護事業所が夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費は、算定していないか。	厚告126号別表2の注8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱	<p>10 認知症専門ケア加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)夜間訪問型介護費(Ⅰ) (一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位</p> <p>(2)夜間訪問型介護費(Ⅱ) (一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位 (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位</p>	厚告126号別表2のハの注 厚告95号第三号の二 留意事項について第2の3の(10)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合しているか</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」)の占める割合が2分の1以上であるか。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施しているか。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催しているか。</p>	厚告126号別表2のハ 厚告94号第三十五号の二の二 留意事項について第2の3の(10)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合しているか</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」)の占める割合が2分の1以上であるか。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施しているか。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催しているか。 (4) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (5) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>※厚生労働大臣が定める者</p> <p>日常生活に支障の来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>11 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については1月につき、次に掲げる所定の単位数を加算しているか。</p> <p>(1)夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定している場合 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p> <p>(2)夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定している場合 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 154単位 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 126単位 (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 42単位</p>	厚告126号別表2の二の注 厚告95号第五十号留意事項について第2の3の(11)(第2の2の(16)の①～⑦参照)	□	□	□
	<p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも該当しているか。</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。 (3) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること。 (4) 次のいずれかに適合すること (一)当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (二)当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護職員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p>	厚告126号別表2の八の注 厚告95号第五十号留意事項について第2の3の(7)(第2の2の(15)の①～⑤参照)	□	□	□
	<p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに適合するものであること。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。</p>		□	□	□
	<p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までのいずれにも適合しているか。 (2) 次のいずれかに適合しているか。 (一)指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護職員数等の総数のうち、介護福祉士に占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であるか。 (二)当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護職員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であるか。</p>		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱	<p>12 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>[経過措置] ※令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、従前の例によることができる。</p>	<p>厚告126号別表2のホの注 厚告95号第五十一号 留意事項について第2の3の(12)(第2の2の(17)参照)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。)に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱	<p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二)指定夜間対応型訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 (6) 夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施するの職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>	<p>厚告126号別表2への注 厚告95号第五十一号の二 留意事項について第2の3の(13)(第2の2の(18)参照)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>